

# ラオスの出版事情とその変化

山田紀彦

日本貿易振興機構アジア経済研究所

一党独裁体制下のラオスでは、主に情報・文化・観光省が国内の出版物を管理し、「自由」な刊行は認められてない。しかし 2010 年代に入り、統制下とはいえ出版事情も大きく変化してきた。新聞や雑誌の質はともあれ出版物の多様化がみられる。以下ではラオスの逐次刊行物とソーシャルメディアに関する近年の状況を概観する。

## 1. 出版事情

ラオスは東南アジアのなかでも本や雑誌などの出版物がもっとも少ない国のひとつである。その少なさには首都ビエンチャンの中心地にある国営書店に行けば一目でわかる。ビルの1階フロアにある小さな書店には、党・政府の古い刊行物や統計書のほか、小説などもあるがその数は少なく、新刊はほとんどない。書店に並べられている書籍の約3分の1はベトナム語や中国語である。もともとラオスの出版業界は、党・政府のプロパガンダ機能を果たしてきたという経緯もあり、「娯楽」としての出版物が発展してこなかった。書店も数えるほどしかなく、民間の書店では英語やタイ語の書籍を扱うことが多い。また書籍の種類や書店だけでなく、地域の図書館や学校図書室も整備されていないため、ラオスには「読書文化」が根付いていない。中心部から6キロメートル地点にある国立図書館の蔵書も少なく、タイ語や韓国語の書籍など「援助品」が多く並んでいる。

しかし 2000 年代中頃から新聞や雑誌媒体も徐々に多様化し、2010 年代にはインターネットメディアの林立がみられた。人々も SNS を情報収集手段として日常的に活用している。一方、それに対する政府の規制も強まりつつある。

## 2. 新聞・政府ウェブサイト

主要日刊紙は5紙あげられる。なかでも最も流通しているのがラオス人民革命党機関紙 *Paxason*（『人民』）である。党機関紙という性質上、党・政府関連の会議や幹部の地方視察などに関する記事を中心としている。必ずしも党の重要決議が掲載されるわけではないが、ラオスの政治動向を追うには欠かせない媒体である。現在では同紙のウェブサイトで電子版を無料で閲覧できる（<https://www.pasaxon.org.la/>）。『人民』の経済・

社会版が *Pasaxon Socio-Economic* である。『人民』に掲載されない汚職事件に関する情報が載ることもある。こちらもウェブサイト (<http://www.sethakit-psx.la/>) から閲覧可能となっている。国営ラオス通信社が発行しているのが *Pathet Lao Daily* (『ラオス国家』) (<https://kpl.gov.la/>) であり、記事内容は *Pasaxon* とほぼ同じだが若干詳しく記述される場合がある。そのほか、*Lao Phathana* (『ラオスの発展』) (<https://www.laophattanane.ws.com/>) や、経済や芸能情報が豊富な *Sethakit Kankha* (『経済・貿易』: *Lao Economic Daily*) (<https://laodaily.com.la/>) などがある。以上の主要日刊紙を読めば、ラオスの政治、経済、外交の動向を追うには十分であろう。

若干の英字紙と地方紙も発行されている。英字紙 *Vientiane Times* (<https://vientianetimes.org.la/>) は 1994 年に週刊紙として刊行され、2004 年に日刊紙となりページ数も増えていった。今では政治、経済、社会などに関する幅広い情報を掲載しており、経済情報に関してはラオス語紙よりも内容が充実している場合が多い。紙媒体ではないが、*Laotian Times* (<https://laotiantimes.com/>) という英語ニュース配信サイトも内容豊富である。一方、地方紙でもっとも古くかつ有名なのが首都で発行されている *Vientiane Mai* (『新ビエンチャン』) (<https://v2.vientianemai.net/>) である。近年は、チャンパーサック県やルアンパバーン県などでも地方紙が発行されるようになった。

ラオスの特徴のひとつは、多くの国家機関が自前の機関紙を発行していることである。国防省の *Konthap Pasaxon* (『ラオス人民軍』) (<https://www.kongthap.gov.la/>)、公安省の *Khwamsagop* (『治安』) (<http://laosecurity.gov.la/>) などがある。国会の *Phuthaen Pasaxon* (『人民代表』) (<https://www.kongthap.gov.la/>) は、国会や県人民議会の内容を詳細に掲載するため、議会動向を追うには欠かせない。いずれも各機関のウェブサイトから閲覧可能だが、紙媒体での流通は少なく一般の人の目に触れる機会は少ない。なお、ラオスの国家機関や地方機関のウェブサイトは、ラオス政府公式ページ (<http://www.laogov.gov.la/>) を参照してほしい。また、同ページでは政府の法規文書も入手可能となっている。司法省が運営する *Lao Official Gazette* (官報) ページ (<http://laofficialgazette.gov.la/>) では、中央だけでなく地方行政機関が公布する文書の一部も掲載される。

### 3. 雑誌・学術誌

ラオスで発行される雑誌の多くは党・国家機関の機関誌だが、近年はエンターテインメントやファッションに特化した民間による大衆誌も発行されている。

党が発行する雑誌で最も重要なのは、党宣伝・訓練委員会が発行する政治思想・理論誌 *Alun Mai* (『新曙』) と、党組織委員会が発行する *Kosang Phak* (『党建設』) であ

る。前者は党幹部による短い論考が掲載され、党の思想や時代認識の変化が読み取れる。後者には中央・地方党組織の活動や党の文書が掲載される。上述した党機関紙『人民』とともにこれらの2誌を読めば、ラオス人民革命党の活動の一端をうかがい知ることができる。

国家機関の機関誌には以下のようなものがある。例えば、国防省の *Pongkansat* (『国防』)、農林省の *Kasikam lae Pamai* (『農業と森林』)、首相府の *Nak Bolihan* (『行政官』)、ラオス人民検察院の *Ainyakan Pasaxon* (『人民検察院』)、国家政治・行政学院の *Thidsadi Kanmuang-Kanpokkhong* (『政治・行政理論』)、首都ビエンチャン行政政府の *Nakhonluan* (『首都』)、ラオス労働連盟の *Kamaban Lao* (『ラオス労働連盟』) などである。これらは党・国家機関に配布するために制作されており、一般社会にはほとんど流通しない。

ラオスでは学界が発達していないため、欧米や日本の学術誌に相当するような雑誌はほとんどないが、強いてあげれば以下のものが該当する。国家社会科学院の *Withanyasat Sangkhom* (『社会科学』)、ラオス国立大学経済・経営学部の *Lao Journal of Economics and Management*、農林省国立農林研究所の *The Lao Journal of Agriculture and Forestry* などである。

また中国によるラオスへの影響力拡大を背景に、中国語とラオス語を併記した雑誌 *Champa* (『プルメリア』[ラオスの国花]) を、中国国務院新聞弁公室の主管の下、雲南省人民政府新聞弁公室が主体となり発行している。内容は中国に関する情報やラオス・中国協力関係などが中心である。

ビジネス・大衆誌もいくつか発行されている。ビジネス誌の *Target* は起業家インタビューやビジネス・経済情報など幅広い記事を掲載する。若者向けの生活・ファッション誌としては *Kuanjai Magazine*、*Mahason Magazine* などがある。

#### 4. SNS と政府による規制

人々が日常的に情報収集手段として活用するのが SNS であり、ラオスでは特に Facebook が浸透している。そして Facebook 上には、2010 年代中頃からニュース配信ページが林立し、さまざまな情報を即座に得られるようになった。例えば現在は、Tholakong、Laonews.net、Lao Service News などの Facebook ページがある。ラオスの最新ニュースを迅速に知るには、Facebook が最も有効な手段となっている。ソーシャルメディアの発展は、紙媒体の出版物が統制下に置かれていることの裏返しである。



ラオス国立図書館で並べられている雑誌  
(撮影：小林磨理恵、2022年10月19日)

しかし情報管理を行いたい党・政府は 2010 年代に入り、インターネットを中心にメディアの規制に乗り出した。政府は 2014 年 9 月、「インターネットの情報管理に関する政令第 327 号」を公布し、ソーシャルメディアへの取り締まりを強化した。2017 年には刑法典が成立し、その第 117 条は、国家権力の弱体化を目的に電子媒体を含めたメディアなどで国家に対する誹謗中傷、党路線や政府方針を歪曲し宣伝活動を行った者に対して、1 年から 5 年の禁錮刑、および罰金を科すと定めた。これはすべてのメディアを対象としている。そして何が誹謗中傷や歪曲にあたるのか明確な定義が定められていないため、当局による恣意的な判断が可能となる。実際にこの法律を根拠に SNS ユーザーが拘束される事件も起きている。SNS への統制は今後さらに強まることが予想される。